

# 平成26年度 情報公開制度、個人情報保護制度の運用状況



情報公開制度と個人情報保護制度は、開かれた市政を推進するために必要な制度です。

情報公開制度は、市が持つ情報を開示請求する権利を定めています。

個人情報保護制度は、市が持つ自分の個人情報について、開示・訂正などの請求権を明らかにし、自分の情報を自分でコントロールする権利を保障しています。

☆詳しくは、法務担当へ。

## 情報公開制度

### ◎開示の請求

市にある公文書をどなたでも開示請求できます。

26年度の開示請求の状況は、表1のとおりです。

### ◎行政資料コーナー

情報公開の一環として、市役所2階行政資料コーナーでは、市の刊行物、議会の会議録などをご覧いただけます。

表1 情報公開制度における開示請求の状況

実施機関	請求件数	決定内容		
		開示	一部開示	公文書不存在
市長	法務担当	1		1
	契約管財課	1	1	
	市民課	3		3
	課税課	1		1
	生活福祉課	2	2	1
	環境課	2		2
	建設課	2	2	
	下水道課	1	1	
教育委員会	水道部業務課	2		2
	庶務課 指導課	1 3		1
合計	19	9	9	2

※一部開示＝個人情報などの記載があるため、その部分を除いて開示しました。  
 ※公文書不存在＝その情報を実施機関が持っていないため、開示の請求を拒否しました。  
 ※1件の請求に対して、複数の決定をしたものがあります。

## 個人情報保護制度

### ◎開示・訂正・削除・中止の請求

市が持っている自分の個人情報の開示・訂正・削除の請求、目的外利用(保有目的以外の目的での利用)及び外部提供(市以外への提供)の中止の請求ができます。

26年度の開示請求の状況は、表2のとおりです。訂正・削除・

中止の請求はありませんでした。

### ◎目的外利用・外部提供の制限

市が持っている個人情報の目的外利用や外部提供は、プライバシー保護の観点から原則として禁止されています。

ただし、本人の同意がある場合や事前に情報公開・個人情報保護運営審議会の同意を得た場合などは、例外的に認められます。

表2 個人情報保護制度における開示請求の状況

実施機関	請求件数	決定内容		
		開示	一部開示	不開示
市長	市民課	3	1	1
	課税課	2	2	
	介護福祉課	3	3	
合計	8	6	1	1

※一部開示＝第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため、その部分を除いて開示しました。  
 ※不開示＝その情報を実施機関が持っていないため、不開示としました。

表3 個人情報の目的外利用・外部提供の状況

実施機関	目的外利用	外部提供	計
市長	38	28	66
教育委員会		3	3
選挙管理委員会		2	2
監査委員			
農業委員会			
固定資産評価審査委員会			
議会			
合計	38	33	71

す。その運用状況は、表3のとおりです。

## 情報公開・個人情報保護審査会

開示などの請求に対する市の決定に不服がある場合は、不服申し立てや取消訴訟の提起ができます。不服申し立てがあった場合は、原則として情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、答申を受けて、その申し立てに対する決定などを行います。



26年度は、不服申し立てはありませんでした。

市では、情報公開制度と個人情報保護制度の適正な運営を図るため、情報公開・個人情報保護運営審査会を設置しています。26年度は4月に1回開催され、個人情報の外部提供に関する諮問2件、個人情報の目的外利用に関する諮問1件について答申がありました。

諮問及び答申の内容は、市役所法務担当及び市ホームページでご覧いただけます。

## 情報公開・個人情報保護運営審議会

りませんでした。